

<h1>名古屋市公報</h1>	令和 3年 9月24日	第120号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局行政部法制課長 発行人	

目	次	ページ
規 則		
○ 名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則 (健福・総務課)	(第86号)	3
○ 名古屋市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則 (子青・総務課)	(第87号)	5
告 示		
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について (環境・地域環境対策課)	(第479号)	7
○ 名古屋市国際展示場の指定管理者の公募 (観光・M I C E推進室)	(第480号)	8
○ 特定計量器定期検査の実施 (経済・産業企画課)	(第481号)	11
○ 道路に関する告示 (緑土・道路利活用課)	(第482号)	13
○ 建築協定への加入 (住都・建築指導課)	(第483号)	23
○ 道路の占用を制限する区域を指定する告示 (緑土・道路管理課)	(第484号)	24
○ 有料公園施設の供用時間の変更について (緑土・緑地管理課)	(第485号)	26
○ 特定計量器の定期検査に係る手数料の収納事務の委託 (経済・産業企画課)	(第486号)	27
公 告		
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告 (上下水・営業課)		28
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告 (上下水・営業課)		29
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告 (上下水・営業課)		30
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告 (上下水・営業課)		31
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告 (経済・地域商業課)		32
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告 (経済・地域商業課)		34
○ 農業委員会総会の開催公告 (農業委員会)		37

規 則 の あ ら ま し

- 名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則（第86号）
 - 1 改正内容
介護給付費等の額の特例について規定を整備します。（第13条関係）
 - 2 施行期日
公布の日から施行します。

- 名古屋市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則（第87号）
 - 1 改正内容
障害児通所給付費等の額の特例について規定を整備します。（第6条の6関係）
 - 2 施行期日
公布の日から施行します。

名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3年 9月16日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第86号

名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年名古屋市規則第 107号）の一部を次のように改正する。

第13条第 1項の表中「 125万円」を「 135万円」に、「 159万円」を「 169万円」に、「 100万円」を「 110万円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（以下「新規則」という。）の規定は、令和 2年 4月 1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 適用日から令和 3年 3月31日までの間において、新規則第13条第 1項の表の左欄に掲げる事由に該当することとなった場合における同項の規定の適用

については、同表中「に規定する合計所得金額（）」とあるのは「に規定する合計所得金額（令和元年12月31日において適用されていた所得税法（昭和40年法律第33号）その他の所得税に関する法令で定めるところにより算定したものをいう。」と、「135万円」とあるのは「125万円」と、「169万円」とあるのは「159万円」と、「110万円」とあるのは「100万円」とする。

名古屋市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3年 9月16日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第87号

名古屋市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則

名古屋市児童福祉法等施行細則（昭和41年名古屋市規則第84号）の一部を次のように改正する。

第 6条の 6第 1項の表中「 125万円」を「 135万円」に、「 159万円」を「 169万円」に、「 100万円」を「 110万円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の名古屋市児童福祉法等施行細則（以下「新規則」という。）の規定は、令和 2年 4月 1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 適用日から令和 3年 3月31日までの間において、新規則第 6条の 6第 1項の表の左欄に掲げる事由に該当することとなった場合における同項の規定の適用については、同表中「に規定する合計所得金額（）」とあるのは「に規定する合計所得金額（令和元年12月31日において適用されていた所得税法（昭

和40年法律第33号) その他の所得税に関する法令で定めるところにより算定したものをいう。」と、「135万円」とあるのは「125万円」と、「169万円」とあるのは「159万円」と、「110万円」とあるのは「100万円」とする。

名古屋市告示第 479号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2項の規定に基づき、令和2年名古屋市告示第 288号により指定した形質変更時要届出区域の全てを解除します。

令和 3年 9月13日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 指定を解除する区域
名古屋市港区本宮町 2丁目35番 6の一部並びに 8丁目51番の一部及び52番の一部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物（土壤溶出量基準）
ふっ素及びその化合物（土壤溶出量基準）
- 3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 480号

名古屋市国際展示場の指定管理者の公募

名古屋市国際展示場条例（昭和48年名古屋市条例第23号）第12条第 1項の規定により、名古屋市国際展示場の指定管理者を次のとおり募集します。

令和 3年 9月13日

名古屋市長 河 村 たかし

1 施設名及び所在地

(1) 施設名

名古屋市国際展示場

(2) 所在地

名古屋市港区金城ふ頭二丁目 2番地

2 業務の範囲

(1) 一般の利用に供すること。

(2) 使用の許可に関する事（ただし、工事等の都合により、市との協議が必要になる場合があります。）。

(3) 施設の維持管理及び修繕（原形を変えずる修繕若しくは模様替又は 1件 3,000千円を超える修繕を除く。）に関する事（市の実施する調査等への協力を含む。）。

(4) 施設及び附属設備の利用料金並びに施設の使用（目的外使用を含む。）にかかる電気、ガス及び水道の料金その他の料金で、指定管理者が市長の承認を得て定めるものの徴収等に関する事。

(5) 事業計画書及び収支予算書の提出

(6) 事業報告書及び収支決算書の提出

(7) 管理運営状況の点検・評価及び利用者満足度調査等の実施

- (8) 災害や事故が発生した場合など、緊急時の対応に関すること（広域避難場所業務等を含む。）。
- (9) 指定期間終了による業務の引継ぎ
- (10) 利用者サービスの向上のための事業
- (11) その他必要な管理運営業務

3 指定期間

令和 4年 4月 1日から令和 8年 3月31日までの 4年間

4 公募に関する書類の配布場所等

(1) 募集要項等の配布場所及び問合せ先

名古屋市観光文化交流局観光交流部M I C E推進室（名古屋市役所本庁舎 5階）

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-3169

ファクシミリ番号 052-972-4201

電子メール a3168@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp

(2) 配布期間及び時間

令和 3年 9月13日（月）から同年10月13日（水）までの午前 9時から午後 5時まで（正午から午後 1時までを除きます。）。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

なお、募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすることができます。

アドレス <https://www.city.nagoya.jp/kankobunkakoryu/page/0000144883.html>

(3) 参加表明書の受付

令和 3年10月13日（水）から同月15日（金）までの午前 9時から午後 5時まで（正午から午後 1時までを除きます。）。参加表明書を持参される場合は「(1) 募集要項等の配布場所及び問合せ先」までお持ちください。

あらかじめ来庁する日時を前日午後 5時までに電話で予約したうえで来庁してください。郵送される場合は「(1) 募集要項等の配布場所及び問合せ先」の住所まで送付してください。（締切日必着）

(4) 申請書類の受付

令和 3年11月17日（水）から同月19日（金）までの午前 9時から午後 5時まで（正午から午後 1時までを除きます。）。

申請書等を持参される場合は「(1) 募集要項等の配布場所及び問合せ先」までお持ちください。あらかじめ来庁する日時を令和 3年11月16日（火）午後 5時までに電話で予約したうえで来庁してください。郵送される場合は「(1) 募集要項等の配布場所及び問合せ先」の住所まで送付してください。（締切日必着）

5 募集内容の詳細等

募集要項によります。

名古屋市告示第 481 号

特定計量器定期検査の実施

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条及び特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 1 項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を行います。

令和 3 年 9 月 13 日

名古屋市長 河 村 たかし

1 定期検査を行う区域

東区、北区、西区、中村区、中区、中川区及び港区

2 対象となる特定計量器

質量計（ひょう量が 300 キログラム以上のもの（分銅及びおもりを含む。）。ただし、ひょう量が 300 キログラム以上の質量計を有する事業所のひょう量が 300 キログラム未満のもの（分銅及びおもりを含む。）を含み、検査に際し特級基準分銅又は一級実用基準分銅が必要となるものは除く。）

3 実施の期日

令和 3 年 11 月 1 日から同年 12 月 28 日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除きます。

4 実施の場所

特定計量器の所在場所

5 実施する機関

指定定期検査機関 一般社団法人愛知県計量連合会

名古屋市経済局産業労働部産業企画課

名古屋市告示第482号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、令和3年9月14日から供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和3年9月14日

名古屋市長 河村 たかし

道路の区域変更及び供用開始

道路の種類	整理符号	路線名	道路の区域				摘要
			区間	変更の前後別	延長 キロメートル	幅員 メートル	
市道	A	岩塚町南北第31号線	名古屋市中村区小鴨町71番の1地先から	前	0.233	6.00	第1図
			名古屋市中村区小鴨町227番地先まで	後	0.233	10.43 ～ 10.76	
	B	上用水西線	名古屋市中村区岩塚本通5丁目17番地先から	前	0.032	5.95 ～ 6.35	
			名古屋市中村区岩塚本通5丁目17番地先まで	後	0.032	13.09 ～ 13.58	
	C	上用水東線	名古屋市中村区岩塚本通5丁目17番地先から	前	0.032	平均 1.82	
			名古屋市中村区岩塚本通5丁目17番地先まで	後	0.032	13.09 ～ 13.58	
A	上飯田新堀鍋屋上野線	名古屋市北区上飯田北町2丁目24番の2地先から	前	0.008	5.64	第2図	
		名古屋市北区上飯田北町2丁目24番の2地先まで	後	0.008	7.46		

B	東西佐渡線	名古屋市北区上飯田北町1丁目68番の1地先から	前	0.018	5.27	
		名古屋市北区上飯田北町1丁目68番の2地先まで	後	0.018	5.98	
A	北出第4号線	名古屋市西区中小田井一丁目495番の2地先から	前	0.016	2.77 ～ 3.49	第3 附 図
		名古屋市西区中小田井一丁目495番の1地先まで	後	0.016	4.03 ～ 4.75	
A	六番町南北第5号線	名古屋市熱田区六番一丁目1404番の2地先から	前	0.013	5.45	第4 附 図
		名古屋市熱田区六番一丁目1404番の1地先まで	後	0.013	3.30	
A	服部長須賀線	名古屋市中川区吉津四丁目1329番の2地先から	前	0.006	1.89 ～ 2.05	第5 附 図
		名古屋市中川区吉津四丁目1329番の1地先まで	後	0.006	2.81 ～ 2.96	
A	春田神明勿畑線	名古屋市中川区春田四丁目178番の3地先から	前	0.016	1.69 ～ 2.31	第6 附 図
		名古屋市中川区春田四丁目178番の1地先まで	後	0.016	2.84 ～ 3.13	
A	大高中央線支線第6号	名古屋市緑区大高町字本町11番の1地先から	前	0.036	1.32 ～ 2.30	第7 附 図
		名古屋市緑区大高町字本町11番の2地先まで	後	0.036	2.66 ～ 3.13	
A	梅森坂第36号線	名古屋市名東区梅森坂西二丁目822番の1地先から	前	0.009	3.36	第8 附 図
		名古屋市名東区梅森坂西二丁目822番の1地先まで	後	0.009	4.06 ～ 4.07	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

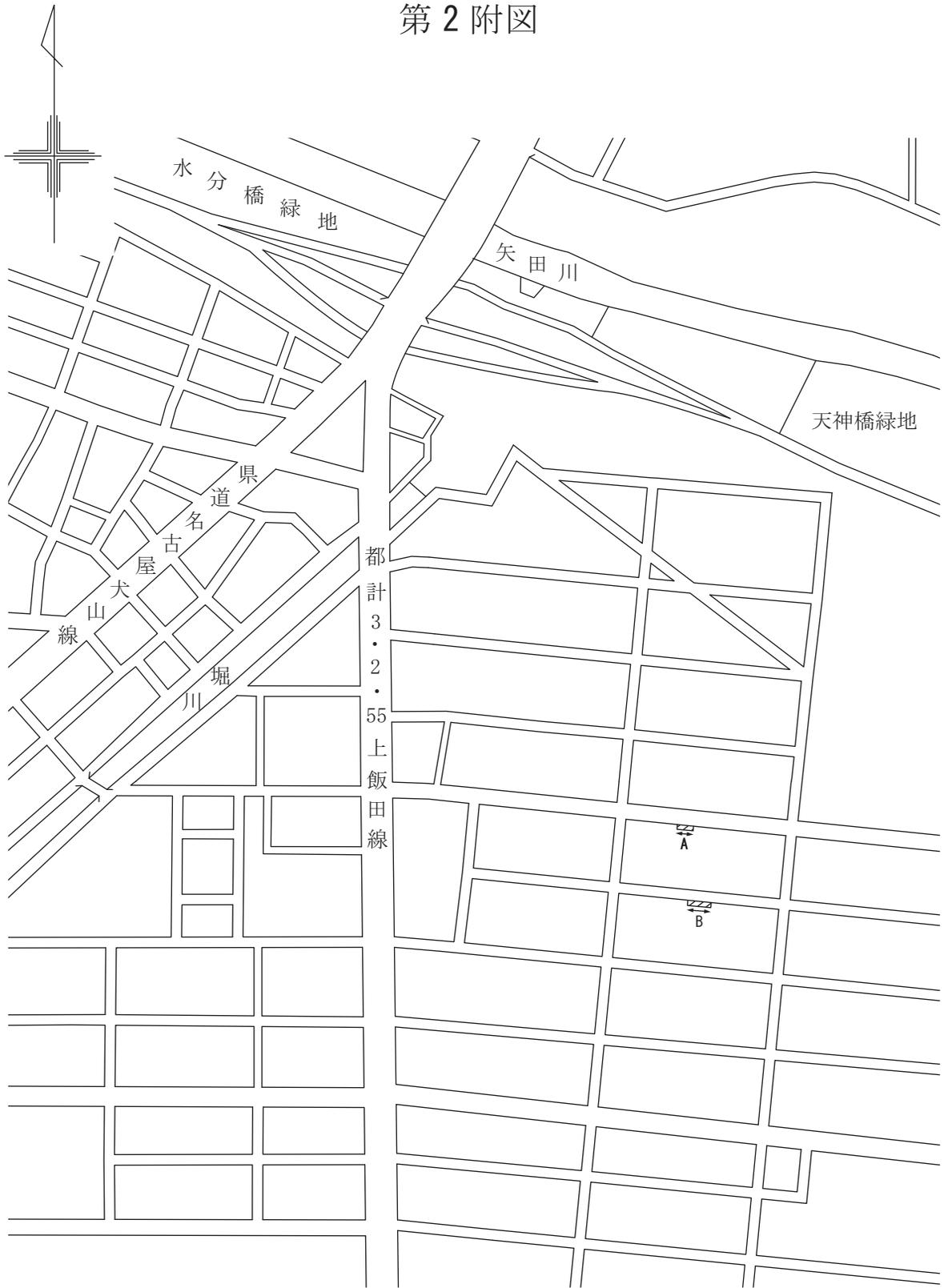
第1附図



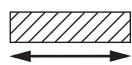
凡例

- 
区域変更により道路の区域
とし供用開始する部分
- 
とし供用開始する部分

第2附図



凡例

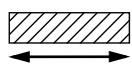


区域変更により道路の区域
とし供用開始する部分

第3 附図

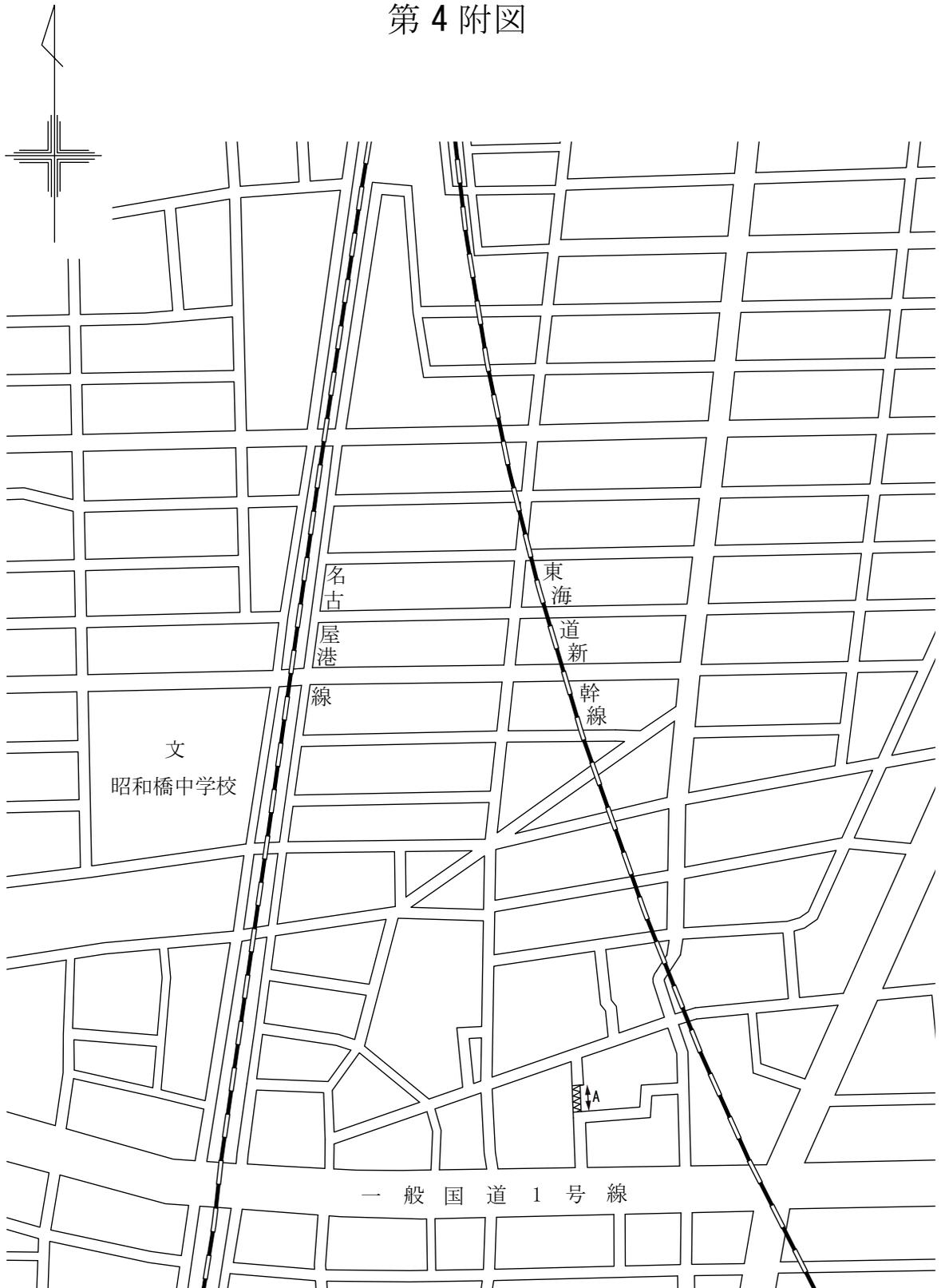


凡 例

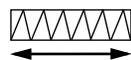


区域変更により道路の区域
とし供用開始する部分

第 4 附図



凡 例

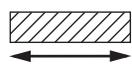


区域変更により道路の区域
とし供用開始する部分

第5 附図



凡 例

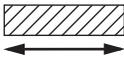


区域変更により道路の区域
とし供用開始する部分

第 6 附図



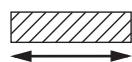
凡 例

 区域変更により道路の区域
とし供用開始する部分

第7 附図

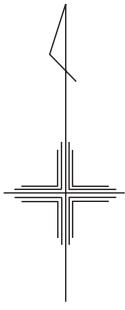


凡 例

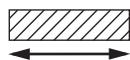


区域変更により道路の区域
とし供用開始する部分

第 8 附図



凡 例



区域変更により道路の区域
とし供用開始する部分

名古屋市告示 483 号

建築協定への加入

建築基準法（昭和25年法律第201号）第75条の2第2項の規定により、次のとおり建築協定に加入する旨の届出がありましたので、同条第4項において準用する同法第73条第2項の規定により公告します。

また、同法第75条の2第4項において準用する同法第73条第3項の規定により建築協定書を一般の縦覧に供します。

令和3年9月14日

名古屋市長 河 村 たかし

1 建築協定地区の名称

鳴海町南荘建築協定

2 新たに協定区域となった土地及び協定区域となった日

新たに協定区域となった土地	協定区域となった日
名古屋市緑区鳴海町字片坂22番3	令和3年8月27日

3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎2階）

4 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 484号

道路の占用を制限する区域を指定する告示

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を次のように指定します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路管理課において告示の日から 2週間、一般の縦覧に供します。

令和 3年 9月15日

名古屋市長 河 村 たかし

1 占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
市道	志段味環状線第 5号	名古屋市守山区大字下志段味字西ノ原地先から 名古屋市守山区大字下志段味字濁り池地先まで
	志段味環状線第 4号	名古屋市守山区大字下志段味字西ノ原地先から 名古屋市守山区大字下志段味字西ノ原地先まで
	守山パーキングエリア線	名古屋市守山区大字下志段味字西ノ原地先から 名古屋市守山区大字下志段味字西島地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）とする。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、道路の占用を制限する区域外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和 3年 9月15日

名古屋市緑政土木局路政部道路管理課

名古屋市告示第 485号

有料公園施設の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の 4第 2項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用時間を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3項の規定により告示します。

令和 3年 9月15日

名古屋市長 河 村 たかし

1 有料公園施設の名称

徳川園庭園

2 変更内容

令和 3年 9月19日及び同月20日の供用時間について、「午前 9時30分から午後 5時まで」を「午前 9時30分から午後 7時30分まで」に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 486 号

特定計量器の定期検査に係る手数料の収納事務の委託

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 20 条第 1 項の規定により指定定期検査機関が行う特定計量器の定期検査に係る手数料の収納事務を、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、次のとおり委託しましたので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 3 年 9 月 17 日

名古屋市長 河 村 たかし

1 受託者

名古屋市中村区則武一丁目 9 番 9 号

一般社団法人 愛知県計量連合会

会長 神田 廣一

2 委託期間

令和 3 年 10 月 1 日から同年 12 月 28 日まで

名古屋市経済局産業労働部産業企画課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第5条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第17条第1号の規定により公告する。

令和 3年 9月13日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

指定した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1522号	(株)G o o d p e r f o r m a n c e	角田 博康	名古屋市港区小碓二 丁目 176番地	令和 3年 8月18日
第1529号	(株)ワーキ ングゲー ト	松島 祐太 郎	東京都渋谷区南平台 町15番地15 - 8F	令和 3年 8月18日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第9条第3項の規定により、名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第17条第2号の規定により公告する。

令和3年9月13日

名古屋市上下水道局長 飯田 貢

事業を廃止した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第1292号	村木鑿泉 探鑛(株)	村木 秀之	名古屋市熱田区西野 町1丁目2番地	令和3年8月30日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第3条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定排水設備工事店を指定したので、同規程第22条第1項第1号の規定により公告する。

令和3年9月13日

名古屋市上下水道局長 飯田 貢

指定した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第735号	オケソウ 住機(株)	稲垣 次郎	名古屋市名東区猪子 石一丁目101番地	令和3年8月18日
第1522号	(株)G o o d p e r f o r m a n c e	角田 博康	名古屋市港区小碓二 丁目176番地	令和3年8月18日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第7条第2項の規定により、名古屋市上下水道局指定排水設備工事店から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第22条第1項第2号の規定により公告する。

令和3年9月13日

名古屋市上下水道局長 飯田 貢

事業を廃止した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第1292号	村木鑿泉 探鑛(株)	村木 秀之	名古屋市熱田区西野 町1丁目2番地	令和3年8月30日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和3年9月14日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

テックランド新野並店

名古屋市緑区鳴海町字小森 1番地の3 ほか10筆

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
三交不動産(株)	代表取締役 高林 学	三重県津市 丸之内 9番 18号	変更なし	代表取締役 中村 充孝	変更なし

3 変更の日

令和3年6月23日

4 変更した理由

代表者変更のため

5 届出の日

令和3年8月27日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 3年 9月14日から令和 4年 1月14日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年 1月14日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和3年9月14日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ香流店

名古屋市名東区香流二丁目 908番地 ほか 7筆

2 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場		収容台数	
変更前	変更後	変更前	変更後
建物西側駐車場No. 1	駐車場No. 1	29台	23台
建物屋上駐車場No. 2	駐車場No. 2	86台	75台
敷地北側駐車場No. 3	駐車場No. 3	20台	10台
敷地南側駐車場No. 4	—	31台	—
計		166台	108台

駐車場の位置については、縦覧によります。

(2) 荷さばき施設の位置及び面積

位置		面積	
変更前	変更後	変更前	変更後
荷さばき施設	荷さばき施設No. 1	228㎡	変更なし
—	荷さばき施設No. 2	—	60㎡
計		228㎡	288㎡

荷さばき施設の位置については、縦覧によります。

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

区 分	出入口の数	
	変更前	変更後
出入口	3箇所	2箇所

出入口の位置については、縦覧によります。

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

位置		面積	
変更前	変更後	変更前	変更後
荷さばき施設	荷さばき施設No. 1	午前 7時00分から 午後 7時00分まで	変更なし
—	荷さばき施設No. 2	—	午前 6時00分から 午前 9時00分まで

3 変更の日

令和 4年 5月 2日

4 変更しようとする理由

駐車場の利用実態に応じた駐車場運営とするとともに、店舗改装に伴う利便の向上及び周辺的生活環境に配慮するため。

5 届出の日

令和 3年 9月 1日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）
名東区役所情報コーナー、千種区役所情報コーナー及び守山区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 3年 9月14日から令和 4年 1月14日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の

休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年 1月14日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

農業委員会総会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき名古屋市農業委員会総会を開催するので、次のとおり公告する。

令和 3年 9月17日

名古屋市農業委員会会長 岩田 公雄

1 開催日時

令和 3年 9月21日（火）午後 2時00分

2 場所

名古屋市役所西庁舎12階 西12C会議室
名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

3 議案

第58号議案 農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請について

第59号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第60号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第61号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第62号議案 農業振興地域整備計画変更に関する意見聴取について

名古屋市農業委員会事務局農政課